

ID: 101

担当部署: 市民生活部 生活環境課

処分の概要	手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市ごみ処理場条例 第8条		
例 規 番 号	平成17年条例第101号		
<p>【根拠条文】 (手数料の減免) 第8条 市長は、災害その他特に必要があると認めるときは、前条に規定する手数料を減免することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日